

2025 年 3 月 31 日

従業員の仕事と子育ての両立のための行動計画

人事部

従業員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい職場環境をつくることによって、従業員がその能力を発揮できるようにするため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025 年 4 月 1 日～2030 年 3 月 31 日の 5 年間

2. 目 標

- ①育児休暇の取得について、その対象となる男性従業員は育児休暇の 7 日以上
の取得を義務付ける制度を作り、運用する。
- ②管理職を含めた正社員の 1 ヶ月の平均残業時間数を 6 時間 30 分未満にする。

(対 策) ①

職場と家庭の両立において誰もが貢献できる職場風土づくりに向けた意識の啓発のため、パンフレット作成等を検討する。

(対 策) ②

管理職を中心に働き方改革の意識を向上させ、残業時間について見直し、削減するよう啓発する。

以上